

国際会計基準導入をめぐる議論  
——各国の対応・その特徴・問題点——

胡 丹

「環太平洋圏経営研究」 第6号  
2005年2月

# 国際会計基準導入をめぐる議論

## —各国の対応・その特徴・問題点—

胡 丹\*

### I はじめに

本稿は、国際会計基準導入にあたって、各国における議論、実際の対応、その特徴および問題点を究明し、国際会計研究に寄与しようとするものである。

国際会計基準理事会(IASB)とアメリカ財務会計基準審議会(FASB)が2002年10月29日、国際会計基準(IAS)とアメリカ会計基準の将来の統一に向けて覚書を交わし、互いの会計基準を一つに収斂させる方向に動き始めるという画期的な動向があった。また、欧州連合(EU)の上場企業が2005年から一斉にIASを採用することに加え、ほぼ同時期に中国や韓国などもIASに移行するとみられるため、IASを用いる企業は約8000社となり、アメリカ会計基準を採用する5000社を上回り、世界最大の勢力となる。

しかしながら、各国がIASを容認する背景、対応は様々であり、特徴および問題点も各国の既存の会計システムおよび文化的要素によって多様である。

そこで、本稿は、IASの導入に関わるアメリカ、EU、そして日本における議論を取り上げ、それらの国における対応の方法、その特徴と問題点を浮き彫りにすることにより、発展途上国のIAS導入や国際的会計基準の研究に貢献しようとする。本稿は具体的に、次の5つから構成されている。まず、Iでは本稿の目的、背景および構成を記述する。また、II、III、IVでは、それぞれアメリカ、EU、そして日本における国際会計基準導入をめぐる動きの整理、それにかかる議論の展開、それらの国における特徴および問題点の指摘を行う。さらに、Vにおいては、それまでの議論をまとめ、課題を指摘する。

---

\* 早稲田大学アジア太平洋研究センター 助手

## II 自国会計基準の最善論—SEC, FASBの慎重なる見解を中心に

証券監督者国際機構 (IOSCO) の背後にはアメリカ証券取引委員会 (SEC) があることから、外国企業が主要証券取引所で上場する際にIASの承認の検討というIOSCOのスタンスを考慮すれば、アメリカはIASBへ歩み寄っているように見える。しかしながら、少なくともSECのプレス・リリースから、アメリカはIASBに対して妥協するつもりはないようである<sup>1)</sup>。特にFASBが公表している見解をみれば、アメリカのIASに対するきわめて冷静かつ慎重な態度が明らかであろう。本節ではアメリカのIASBに対する動向を踏まえ、アメリカにおける国際的会計基準の受け入れを支持する勢力の分析に加えて、特にSEC, FASBの慎重な見解の検討を中心に展開したい。

IASC (International Accounting Standard Committee; IASBの前身) の設立から最初の20年間、アメリカは多少IASCを容認していた。アメリカの会計専門家がIASC基準について検討を行い、IASC基準を、最善の会計実務(つまり、U.S.GAAP)を伝播する手段とする認識もあった<sup>2)</sup>。しかしながら、IASC基準はアメリカ国内の財務報告には妥当でないと考えられた。アメリカの企業にとって、U.S.GAAPは唯一の妥当な基準であり、アメリカ企業が自社の会計の中でIASを参照することは極めてまれであった。アメリカ国内の企業またはアメリカの証券取引所で上場する企業が用いる会計基準としてIASを利用するということは考えられなかった。

状況は1980年代末に変化し始めた。Hopwoodによれば、SECからのIASを利用しようとする最初の推進力は以下の通りである。「増加する厳格な開示要求からの開放を求める国内外からの要求に直面し、SECは国内向けと国際向けの回答を捜し求めるようになっている。IOSCOの委員会を通じて、SECはアメリカに採用できる会計ディスクロージャーの国際的な基礎を求め、IASの再生(re-energize)を構築しようと試みた<sup>3)</sup>。」

近年、SECに対して、アメリカ市場で上場する外国籍の企業を対象にU.S.GAAPへの調整項目なしでIASに準拠し作成された財務諸表の受け入れを求める圧力が強まってきた。ここでいう調整項目とは、U.S.GAAPとそれ以外のGAAPに基づいて作成された財務諸表の差異項目である。実際、これらの要求に対処すべく、SECは外国企業に対して幾つかの妥協をしてきた<sup>4)</sup>。この圧力は多様な要素から生じるものと考えられる<sup>5)</sup>。

まず、その圧力は外国企業から生じてきている。多くの外国企業は、アメリカ資本市場に参入したくても、厳格なアメリカの会計とディスクロージャーの要求が存在するため、できないと主張している。これらの企業はしばしばディスクロージャーの要求に応えるための企業情報の流出や高い会計コストをアメリカ資本市場に参入できない理由としてあげている。彼らはIAS基準を利用すればアメリカではU.S.GAAPへの調整項目なしで財務諸表の受け入れが認

められるべきと考えているようである。

たとえば、ダイムラー・ベンツは1993年にアメリカの証券取引所に上場しようと検討した際に、その問題に直面した。ダイムラー・ベンツは当時、世界中の主な証券取引所で上場する新しい戦略を立てていた。ドイツの8つの証券取引所で上場していて、世界的な企業としては国際的な資本市場に進出する必要があった。1991年までドイツ以外の主要5証券取引所、つまりチューリッヒ、東京、ロンドン、ウィーン、そしてパリに上場した後、ダイムラー・ベンツはウォール街での上場を計画した。しかしながら、これまでに遭遇したことがなかった問題、すなわち、U.S.GAAPへの調整項目を作成しなければならないというルールに直面した。ダイムラー・ベンツにとって、コストがかかるだけでなく、2つの会計基準に基づいて算出された利益および資本の間の顕著な差異に対して、投資者が戸惑うことのほうが会計の信頼性に大きく傷つけることになると考えた。注目すべきは、ダイムラー・ベンツが他の国ではなく、SECを相手にだけこのような問題にぶつかったことである。

同様に、ドイツ・テレコムが民営化に当たって、ニューヨーク証券取引所を含む世界中の証券取引所での上場を検討した際、この問題と遭遇した。結局2つの財務報告を行うことにしたものの、相当のコストおよび議論を必要としたことは想像に難くない。

IASC基準で作成した財務諸表を受け入れようとするもう一つの圧力は、外国企業からの追加的な収益を見込めるアメリカの証券取引所、および外国企業をライバルとするアメリカ国内の企業から生じる。IASC基準の提唱者は、アメリカで外国籍の企業上場の主な妨げになったのがSECの要求であり、外国企業に対するU.S.GAAPへの調整項目の要求がアメリカの証券取引所の成長を阻止していると主張する<sup>6)</sup>。彼らは、もしSECがIASC基準を認めなければアメリカの資本市場のリーダー・シップの地位が揺さぶられることになるとを考えている。

また、外国企業がアメリカの証券取引所で上場する際にIASの利用が現実のものになれば、アメリカの国内の企業の財務報告に強い影響を及ぼすことになろう。これらのアメリカ企業は、外国のライバルがIASの利用を容認されているのに、自分がより厳格なU.S.GAAPに従わなければならないことを受け入れ難いと思う可能性がある。外国企業とアメリカの企業との間で乗っ取りの戦争を繰り広げた場合、結果的に、SECは少なくともロビー活動でSECを攻撃してきた巨大なアメリカの多国籍企業に対して、IASをU.S.GAAPの代わりにすることを認めるであろう<sup>7)</sup>。

IASC基準の財務諸表容認への第三の圧力はアメリカの議会からのものである。1996年の国家証券市場改善運動 (the National Securities Markets Improvements Act) のセクション509では、議会の認識が「海外上場時における高品質で理解可能性のある一般的に認められている国際的な会計基準の設定は、国際的金融活動を大いに促すことになるとともに、最も大事なことはアメリカ市場に関連あるいは上場する外国企業の能力を増加することである」(セクショ

ン509(3))としている。また、「国際的会計基準の発展が進行しており、その完成に見込みがある」(セクション509(5))という認識を示した。議会は、SECに対して一年以内、つまり1997年10月までにレポートを提出するように要求した。それに対して、SECは1997年10月に議会に対して回答をした。その回答によると「IASのコア・スタンダードのプロジェクトの委員会による最終的な結論は不明である」(証券取引委員会、アメリカ証券市場の世界範囲での発展の促進に関するレポート(Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets), 1997年10月, p.2)として、議会の質問をかわした。

様々な圧力を受け、SECが漕ぎつけたのは1996年のプレス・リリースである。1996年4月11日に、SECはアメリカ市場で上場する外国企業によって作成される財務諸表に対して、IAS基準の容認可能性を考量していることを示唆するプレス・リリースを出した<sup>8)</sup>。このプレス・リリースの中で、SECはIAS基準の容認に関する「三つのキー・エレメント」を以下のように述べた。

- (1) 基準は、理解可能性があり、一般的に認められた会計のベースで構成するものでなければならない。
- (2) 基準は、高品質的である。つまり比較可能性と透明性を備えなければならぬ、完全なるディスクロージャーを提供していかなければならない。
- (3) 基準は厳格に説明され、適用されなければならない。

これらの三つのキー・エレメントはIASのコア・スタンダードの評価に当たって、SECが利用する基本的な規準である。加えて、SECはIAS基準が「U.S.GAAPの中身を重複する必要がない」ことを認めているが、アメリカ基準によって作り出された「信用性と厳格性に関して同一の結果にいたらなければならない」としている<sup>9)</sup>。IAS基準の受け入れはU.S.GAAPの要求との比較を前提としているようである。

コア・スタンダードの実質的な終了はSECの評価プロセスを起動させる。SECがこのプロセスの性質に関する詳細を提供していないことから、アメリカ資本市場におけるIAS基準の受け入れはまだ時間を要するものと考えられる<sup>10)</sup>。

最初のステップとして、SECは利害関係者から論点やコメントをまとめ、コンセプト・リリース(Concept Release)を発行する。次のステップではコンセプト・リリースの局面が終了し、コメントが評価される。もしSECスタッフのIAS基準に対する評価の結果が、外国企業に対する要求が修正されるべきであるというものであれば、SECはアメリカの法律によって定められた処理方法に従うことが要求されている。つまり、SECスタッフが委員会に提案を出し、もし委員会の支持が得られるなら、この提案は公衆コメントとして公表されることになる。コメントは、SECスタッフが最終的なルールとしての承認のため委員会に対して、最終的な推薦を提出する前にSECスタッフによって受け取り、分析されることになる。

一方、FASBのIASに対する見解はどのようにになっているのだろうか。それを分析する前に、まず、FASBの目標を念頭におくほうが有用である。FASBは常にアメリカ市場での財務報告の質を守ることを第一の目標としている。また、FASBは経済環境の変化、国際的に比較可能な財務報告への解決法の需要の拡大に対応して、財務報告の質の改善問題と同時に発生する会計基準の国際的比較可能性問題の解決を促進する活動をも使命に加えた<sup>11)</sup>。さらに、FASBと自身の監督機関である財務会計財団(the Financial Accounting Foundation, FAF)は『国際的な会計基準の設定：将来へのビジョン(International Accounting Standard Setting: A Vision for the Future)』というレポートを発行した<sup>12)</sup>。このレポートには国際的な会計基準の発展への参加に関して、FASBの目標を明記している。

アメリカでの外国企業上場の場合の財務諸表において、調整項目なしでのIAS基準の利用の受け入れを評価するのに、上述した各方面からの圧力によって生じた国際的会計基準への需要に関するFASBの見方は、アメリカの高品質の財務報告の維持というFASBの目標を考慮に入れ、行うべきものであるとしている。また、FASBは、最近のアメリカ資本市場の効率性、厳格さおよび誠実性が上場企業に対する財務情報の質の要求に依存すると認識している<sup>13)</sup>。

IASCのコア・スタンダードに対する評価は、アメリカでU.S.GAAPよりIASC基準を利用するメリットをめぐる議論を巻き起こした。アメリカ資本市場に上場している外国企業に対するIASC基準の容認から生じ得る国際的比較可能性の期待に関して、投資者、アナリスト、基準セッター、および規制当局の独自の結論を評価し、総括する「IASC基準とU.S.GAAPの比較研究」のプロジェクトをFASBのスタッフは1995年に着手始めた。

その比較研究のプロジェクトの第2版、つまりFASBが1999年に公表したIASとU.S.GAAPを比較した報告書によると、FASBはアメリカ資本市場での外国企業の財務報告に対するIASC基準の容認がアメリカの資本市場参加者、基準セッターと規制当局の判断時の混乱を招くと考えている。その理由として挙げたのはIASC基準とU.S.GAAPの相違である。すなわち、まず、IASC基準の発行プロセスはFASBによって発行された会計基準のと異なる。また、多くのIASC基準はU.S.GAAPと比べて比較的新しく、広範なベースにおいて適用されている。さらに、IASC基準はU.S.GAAPといくつか重要な側面から異なる。結果的に、アメリカ市場のIASC基準の潜在的利用は以下のいくつかの問題と直面するという<sup>14)</sup>。

つまり、下記のような問題が生じることと考えられる。もしIASC基準がU.S.GAAPへの調整項目なしで外国発行者によって利用されるなら、現在アメリカ資本市場で要求されている財務諸表とどこが異なるのか。IASC基準によって提供された情報はより高いまたは低い品質、より広いまたは狭い範囲、あるいは投資者に受け入れられ、理解できるものと実質的に同一であるか。もし外国発行者によってU.S.GAAPからの調整項目なしにIASC基準が採用されるなら、アメリカの企業の財務報告にどのようなインパクトを与えるか。U.S.GAAPに調整項目な

してIAS基準を利用する外国発行者を認めれば、アメリカ資本市場における財務諸表の比較可能性は減少するのか。外国発行者と国内発行者に対する会計基準の要求の差異を容認できるのか。SECから国内発行者に対してIAS基準を受け入れるように圧力を加えたのか。両者が異なる場合において、比較可能性を改善するため、FASBはIAS基準に対応する基準の確認をどこまで考えられるのか。

一方、一般的にFASBの国際的な会計基準の発展への参加は、国内と国境を越える財務報告に対する高品質の会計基準の世界範囲での利用を最終的にもたらすと考えられる。これらの基準に対する需要は、資本提供者にとってのグローバルな資本市場に意思決定時に有用で高品質の、国際的に比較可能な財務情報に対する期待によって、掘り起こされている。アメリカにおける最高の品質の会計基準を維持しながら、国際的比較可能性の増加という目的の追求から理想と掲げる結果への道筋が自然と現れるとFASBは信じているようである<sup>15)</sup>。FASBはU.S.GAAPへの調整項目なしでアメリカの財務報告のベースとして、IAS基準の外国企業による利用が認められる可能性に明白な興味を持っているが、慎重な見解を持っていることは間違いないだろう。

このように、IASの評価に当たり、理解可能性、高品質、および説明可能性の三要素をSECは規準としていて、事実上高いハードルを設定した。IASが「U.S.GAAPの中身を重複する必要がない」と認めながら、「信用性と厳格性に関して同一の結果にいたらなければならない」として、IASの受け入れ可能性をU.S.GAAPとの比較の結果に依存させている。また、FASBはクロス・ボーダー企業のIAS利用に対して興味を示しながら、アメリカ市場での財務報告の質を守るという目標から、IAS利用の問題点を冷静に見極め、「国際的比較可能性の増加という目的の追求から、理想とする結果への道筋が自然と現れる」という理想を語ることにとどまった。アメリカの会計に関わる2つの権威機関とも慎重な見解を世に示したのは、強いアメリカという自国に対する自信、「自国最善論」が背景にあるからであろう。

しかしながら、アメリカのエネルギー大手エンロンの破たんを契機に、最も厳しいと信じられてきたアメリカ会計基準が揺らいでいる。エンロン破たん後はアメリカ側に歩み寄りの姿勢が感じられる。イギリスのエコノミスト誌によればSECのハーベイ・ピット委員長は「アメリカ会計基準が弱くならない」という条件付きでIASを支持している<sup>16)</sup>。また、画期的な動きとして、IASBとFASBは2002年10月29日に、IASとアメリカ会計基準の将来の統一に向けて覚書を交わしたことである<sup>17)</sup>。アメリカはエンロン事件で明らかになった簿外取引に関する自国基準の甘さを補うため、簿外化の容認に厳しいIASを参考にし始めた。また、IASBは企業結合会計で、企業買収後の毎期の「のれん代」償却をしない代わりに、買収先の時価が下がった場合には評価損を計上するアメリカ方式に倣う見通しである。IASとアメリカ会計基準は影響しあい、強い方への鞘寄せが進んでいるようにみえるが、アメリカは自国利益を最優先に考えて

いる姿勢は変化していないといえよう。

### III 上場企業への適用論—積極的なEUの動向および議論

2002年3月、欧州連合（EU）は画期的にIASへの歩み寄りを図ることになった。委員会によって2001年2月に提案された規制（regulation）はヨーロッパ議会で承認された。そこで、銀行および保険会社を含む上場企業に対して、2005年以降IASに基づく連結財務諸表の作成を要求するという規制は現実のものになった<sup>18)</sup>。この規制はまたIASBのEUでの法的執行力を与えることになっている<sup>19)</sup>。のことから、EUはIAS導入に、積極的であるといえよう。EUのIASとの関係の歩みを分析し、その中で行われる議論を検討することは有用であると思われる。そこで、本節ではEUにおける会計の調和化の歴史的経緯を考察する上で、特に上場企業への2005年までのIASの適用論をめぐる議論を明らかにしたい。

EUにおける会計および監査制度の調和化は2つのステージに分けられる<sup>20)</sup>。最初のステージはEC会社法指令（EC Company Law Directives）によって調和化が図られたものである。このステージではIASと関係が薄く、EU域内における出資者や債権者の保護を目的とし、各加盟国の資本会社に関する会計・監査制度を同質化することを内容としたものである。このステージは1990年代の初頭までに関係会計指令の国内法への変換をもって、問題を残しながらも、終了した<sup>21)</sup>。

また、第1のステージの終了とほぼ同じ頃から、EUでは、国際的調和化の第2のステージを迎えており、この背景には、特に資本市場のグローバル化の進展と80年末以降におけるIASの新たな展開がある。IASを支持すべきかどうか、EC会計法指令とIASとの調和化を模索しようとする試みである。第2のステージの開始から20年が経過し、その中で特に1995年の新戦略と今回の提案の承認は、EUレベルでの調和化を実現させる大きな節目になった。

1995年11月にヨーロッパ委員会は書信（communication）の中で「会計の調和化：国際的調和化の新しい戦略」を公表し、会計調和化に関する政策の重要な変化を示した<sup>22)</sup>。1995年の新戦略によると、会計指令は世界中に通用するものではないが、ヨーロッパの大企業は国際的資本市場から資本調達を試みている<sup>23)</sup>。そのため、IASを利用する国際的調和化のプロセスが有用である。1995年の新戦略はEU企業が国際的資本市場において、IASによる連結財務諸表作成の可能性を検討するものであった<sup>24)</sup>。Flower（1997）は今後数年間1995年の新戦略が、国際的レベルの財務報告に重要な影響を及ぼすと予測した<sup>25)</sup>。2002年の規制がこの1995年の新戦略から多大な影響を受けたと推測できよう。

2002年の規制は、指令と違って、各国の法律に変換することを必要としないが、法的執行力を持つ。加盟国は非上場企業と自営業者に対してこの規制の要求を推進してもよいとしている。

この規制は直接に2005年までIASに基づいて連結財務諸表の作成をしなければならない7000のEU上場企業を対象としている。なおすでに275のEU企業がIASを用いて財務報告を作成している。また、メンバー国であるオーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリアそしてルクセンブルグは特に2002年の段階からIASを用いた連結財務諸表の作成を上場企業に対して認めている<sup>26)</sup>。

ヨーロッパ委員会は議会の採択を歓迎している。EU全域においてより信頼性および透明性のある企業会計が誕生し、更に比較可能性が高まることにより証券取引のクロス・ボーダーの障害を削減するのに役立つと考えている。IASの採用はまた、市場効率化の促進や企業の資本コストの削減につながり、最終的に競争環境を改善し、経済成長を助けることになる<sup>27)</sup>。さらに、2002年の規制は、監査人の独立に関する委員会の最近の勧告および会計指令の改善の提案を含むEUを守る手段の一つであるという認識もある<sup>28)</sup>。

域内市場委員会のFrits Bolkestein委員はこの規制の提案時に次のようなコメントをした。「待望のこの提案はヨーロッパにおける財務報告の制度の混乱を終焉させ、財務報告の透明度に関する新しい時代のスタートを示唆する。一つのグローバルな会計言語の利用はヨーロッパの企業に大きなペネフィットをもたらし、グローバルな資本市場へのアクセス時における平等をもたらす。投資者は最終的に共通の基準で企業の業績を比較できる。上場企業はIASと言う名の1つの財務報告のルールに対応できる準備をし始めるべきである。慣れるまでの初期投資が必要になるが、私は資本調達コストの削減を通じて初期投資が回収されることを確信している<sup>29)</sup>。」彼はこの規制に対して、制度の混乱を防ぎ、資本調達コストの削減などのメリットを挙げ、全面支持を表した。

そして、彼はさらに議会がこの規制を採択したときに、この規制が及ぼす影響を陳述した。「私は議会と評議会とも積極的な態度でこの規制を採択したことについて喜んでいる。私はIASが既存の会計基準の中で最も優れているものと信じている。EU全域にIASを適用することは財務報告間の比較可能性問題を終焉させる。これは投資者とその他の株主にとって財務報告が比較可能になる手段であり、不正行為を防ぐ。世界の市場において資本を調達するときEU企業が同じ土俵で戦えるようになる。特に、アメリカへの最近の訪問中、私はアメリカがわれわれの会計基準の収斂に文句をつけなくなるいくつかの証拠を見た<sup>30)</sup>。」ここで、彼はアメリカを含む世界の市場を視野に入れ、EU全域における財務報告間の比較可能性問題の解決というIAS導入に関わる利点を挙げた。

一方、IASBがプライベート・セクターであり、施行プロセスが無く、委員会はそれに直接に基準セッターとして委任することが不可能である。そのため、EUはIASを実行するため、2つのレベルで実行しようとしている<sup>31)</sup>。テクニカル・レベルでは、ヨーロッパ財務報告アドバイザー・グループ(European Financial Reporting Advisory Group; EFRAG)がその代表であり、

また政治的レベルでは、会計規制委員会(Accounting Regulatory Committee; ARC)がその代表である。EFRAGは委員会にIASの施行に関して推薦を行い、その後ARCに正式な提案をする。ARCはIASの採用に最終的な結論を出す。また、多言語の翻訳問題に加え、もう一つの問題は、EUの法律上、基準がフリーで入手可能と規定しているが、IASには著作権があり、EUの法律と矛盾しているところがあることである。交渉はEU域内にこの著作権の権利放棄をする方向で進められている。

Van Hulle(2002)によれば、IASの2005年までの導入に関する施行は大きな論点である。効力のある施行は基準の明確化、十分な説明および効力のある承認に依存する。委員会は基準の作成をIASBに頼るが、異なる国に出現するIASの異なる説明バージョンの可能性を予防する必要がある。実行を確保するため、EUの証券規制当局は最近、規制違反に対する制裁、財務報告に対するモニターの方法を検討している。監査の国際的基準(International Standards of Auditing; ISA)のIASへの強制的な転換および独立性にかかわる新しい勧告を含む動き、監査に関する議事を再スタートした。そして、Van Hulle(2002)は、会計がテクニカルなものから政治的なものへと移行しているため、IASBがフルタイムの基準設定当局として政治を扱えることを希望し、IASとU.S.GAAPとの関係に対する解決策の追及の必要性を強調している。

また、EUの上場企業が2005年または2007年までに連結財務報告に対して、IASを適用しなければならないことがこれらの企業に影響を及ぼすことから、基準設定に関心が寄せられてきたことは観察された<sup>32)</sup>。たとえば、700の上場企業の主要な会計ファームによる最近の調査は、79%の財務責任者(CFO)が2005年までに上場企業に対するIASの義務付けといったヨーロッパ委員会の推薦をサポートすることを突き止めた<sup>33)</sup>。彼らは会計実務よりもむしろ戦略的ビジネスと金融事情、つまり、株式の流動性、クロス・ボーダーのM&A、株主への意見交換および資金調達を含むものをIASサポートの理由としてあげた。

しかしながら、2002年規制に対する問題点を指摘する議論もみられる。IASBの評議会委員、ヨーロッパ・コンタクト・グループの主席であり、デンマーク人であるJens Roderは監査人にとってのIASにかかわる主な課題を挙げた<sup>34)</sup>。彼によれば、まず、IASに従うことは上場企業の連結会計のみに要求することになり、長期的にEUのすべての他の企業がそれに従うかどうかは不確定である。短期的に、上場企業に対してIAS、そして中小企業に対して国の基準が適用されるのは監査と会計サービスを対立させ、小企業にとって、上場企業の監査市場に入るときの障害となる。第2に、会計が金融商品のような領域において特に複雑になりつつある中、監査人にとって、彼ら自身および彼らのクライアントの決定がしばしば規制当局とアナリストによって疑問視されることとなる。

さらに、Roder(2002)は、IASに関わる第3の課題は、監査意見の投資者への伝達ルールの整備である。IAS適用の財務報告に対する監査報告に対してISAを適用しているが、IASを適

用していないものであれば監査人はどうすればいいか。IASを用いていない財務報告で、ISAの下に監査を行っていないのであれば、投資者に対して注意のためのただし書きが必要であるとする問題は取り込まれるべきとRoder (2002) が説く。

このように、EUにおける会計および監査制度の調和化は、EC会計法指令による調和化とIASと絡む調和化という2つのステージに分けられる。積極的に会計および監査制度の調和化を図ってきたEUは、近い将来(2005年)までにIASを用いた連結財務諸表の公表を上場企業に対して課すことにしたことで、IAS導入という視点から、各地域の中で積極的な姿勢を見せており。EUの上場企業へのIASの適用についての議論は、市場の効率化、資本コストの削減、財務報告の比較可能性の向上などを理由に、賛成の意見が多く見られる。しかしながら、IASのコピー・ライト（著作権）問題、施行能力問題、そしてEUにおける実質上2つの財務報告と監査フレームワークの利用問題は今後の課題になろう。

#### IV クロス・ボーダー企業への容認論—日本の議論に注目

日本ではIASBの組織改革に対応するために、金融庁・企業会計審議会に代わって企業会計基準を開発する新組織として民間の財團、財務会計基準機構が2001年7月に設立された。また、その中に会計基準の開発を行う機関として企業会計基準委員会が2001年8月に設立された。国際的組織であるIASBで役割を果たすため、日本は組織的な変更に積極的であるといえるが、会計基準レベルでIAS導入に関しては、日本が受身の対応を強いられている局面にあり、事実上のクロス・ボーダー企業への容認論という立場をとっているようである。本節では、IAS導入をめぐる国内および外国の圧力および議論を検討し、日本における国際的調和化の現状を浮き彫りにした上、日本のIASに関わる事柄に対しての受身的対応を明らかにしたい。

日本の会計基準は、日本版金融ビッグバンという国内的要請とともにIASC・IOSCO合意に基づくIASの一括承認という外的圧力により、ここ数年、急ピッチでIASの導入、国際的調和化を進めている<sup>35)</sup>。

1998年半ば日本はビッグバン（金融大改革）の一環として、会計基準を改訂し、連結決算重視や時価主義の導入などでIASに近づけようとしていた<sup>36)</sup>。その後数年が経ち、日本における会計ビッグバンによって新しくできた会計基準は様々な分野において企業経営のあり方や企業行動に大きなインパクトを与えたと思われる<sup>37)</sup>。たとえば、金融商品会計基準は、金融商品の時価評価によって、含み損益経営の終焉をもたらし、持ち合い株式の放出による企業系列の崩壊、企業の銀行離れ、メインバンク制の弱体化、間接金融から直接金融へのシフト等を促し、そして不良債権に対する厳しい選別等の経営方針の変更をもたらした。また、退職給付会計基

準の導入によって、経営者は莫大な積み立て不足年金負債の表面化に対応するための対策に追われることになった。そして、キャッシュ・フロー計算書の導入は、企業経営におけるキャッシュ・フロー管理の重要性を再認識させ、将来キャッシュ・フローを生まないバランスシート科目の処分を促進した。さらに、税効果会計の本格的導入は、経営者にタックス・プランニングの重要性を再認識させ、税金も企業経営上のコストあるいは利益であるとの認識を深めた。

しかしながら、会計のビッグバンによる企業の痛みは大きいようである。日立製作所副社長八木良樹によれば、日立から見るとたとえば減損会計の導入はかなり痛みを伴い、また、特に実業界の立場からすると、現下の経済情勢の下で会計の改革に対して特に抵抗が強くなることと思われている<sup>38)</sup>。多くの企業は長い不況の中で会計の変更により更に弱体化しているようである<sup>39)</sup>。それは、古賀・五十嵐(1999)によるIAS導入に関する経営管理者の意識調査の結果の一つである、IASの全面的投入を支持する日本企業が予想外に多かったという現象に一見相反するものに見えるが、長引く不況は経営者の理想と現実の隔たりを突きつけた形になったようである<sup>40)</sup>。ちなみに、その調査の結果に関する経営者たちが挙げた理由として、中途半端な導入は作成コストが増え困難をもたらすだけということである<sup>41)</sup>。

そもそもメインバンク制あるいは確定決算主義という日本固有の経済システムが、日本がIASを導入する際、欧米諸国と異なるコストを生む。特定の経済システムは特定の会計手続きと一体になって構成していると理解すれば、その特定の会計手続きを排除または変更することは経済システムの変更が迫られ、経済の効率性を阻害することになる。したがって、国際会計基準を日本に導入すれば、日本という特定の会計手続きが変更され、それによる経済システムの変更は社会的コストを発生させると考えられる<sup>42)</sup>。

須田(1993)によれば、日本の個別の企業についてみれば、国際会計基準の導入で直接的コストのみならず間接的コストをも負担する<sup>43)</sup>。ここでいう直接コストは会計システムの変更コストを意味し、間接的コストは効率的な組織運営ができなくなる企業の機会費用たるコストを指す。経済的ダーウィン説によると、企業間競争により企業は常に効率的な組織運営を指向し、最適な運営方法だけが存続するはずである<sup>44)</sup>。したがって、外部報告用の会計手続きも企業にとって最適なものだけが残り、現在適用されている会計手続きはその企業にとって最適であり、企業価値を最大にするものである。とすれば、IASが日本に導入され当該会計手続きができなくなった場合、効率的な組織運営ができなくなり企業価値が損なわれ、直接的コストのみならず機会費用たるコスト、間接的コストが生じる。勿論、間接コストは他の国の企業にとっても生じるものであるが、会計ビッグバン前の日本の会計の状況は他の国よりも国際的会計との乖離が大きいがため、その間接的コストは特に大きいものであると推測できる<sup>45)</sup>。実際、会計ビッグバンによる日本産業界の痛みは、その間接的コストと大いに関係があると理解できよう。

一方、IASC・IOSCO合意に基づくIASの一括承認、他国の相次ぐ会計基準セッターの創設

などの国外からの圧力が、日本の会計基準に影響を及ぼしていることが確認できる。国際的舞台における政治的要素の考え方からか、日本は会計基準レベルの修正の会計ビッグバンを含め、まず、組織的に対応を行った。

アメリカやイギリスでは独立性の高い民間組織が会計基準を作成しており、90年代後半にはドイツなどの欧州諸国や韓国なども同様の民間組織を新設した。「民間だけで決めたルールをだれが守るのか」（旧大蔵省幹部）といった声に押された日本は、対応が後手に回った<sup>47)</sup>。欧米と同様、独立性の高い民間機関が主体となることで、市場中心主義の会計基準という国際的な流れに迅速に対応できるようにし海外からの信頼を取り戻すべく、日本の会計基準を決める新しい民間組織、財団法人「財務会計基準機構」が2001年8月7日、正式に発足した。金融庁の企業会計審議会から役割を引き継ぎ、専門機関として独立性と公正性を高める。その背景としては、巨額の簿外債務の発覚など一連の金融不祥事の一因として、国際会計基準と異なる日本の不透明な会計基準にあることが指摘された。また、政府が証券市場の活性化を促し、1999年6月に発生した「レジェンド（legend）問題」を誘発した官主導の基準づくりをやめて行政や特定の団体の影響力を受けない民間組織を立ち上げるしかないと認識が浸透したことでもその背景である<sup>47)</sup>。

また、IASBの活動について、日本も積極的に関わるようにしている<sup>48)</sup>。たとえば、IASBの活動へ日本は評議員会に2人、理事会に1人、基準諮問会議（SAC）に2人（さらに、オブザーバーとして金融庁）、解釈指針委員会に1人がそれぞれ参画している。また、主要8カ国の会計基準設定主体トップと理事会との定期合同会議には日本の新しい企業会計基準委員会の委員長・副委員長が出席している。さらに、日本はアメリカに次いで大口のIASB運営資金拠出国でもある。

日本は上述のようにIASBの運営に関わろうとしたが、主張が基準設定などに十分に反映されているとはいえない。加藤（2002）はその原因として、①旧G4+1（IASBに影響力大）に参加していないことによる孤立局面、②非英語圏にとっての意見主張時における言語上のハンディ、③日本独特の実務慣行に対する理解の難しさをあげている<sup>49)</sup>。③について、たとえば、2002年現在審議中の合併に関する企業結合会計に関して、日本の山田理事が日本における最近の銀行のメガマージャーを含むいくつかの対等合併の事例を説明し、持分ブーリング法の必要性を主張しても、他の理事たちに理解してもらえなかつたようである。

意見主張時の言葉の障害、アングロ・サクソンの国が力を握り非英語圏の意向を反映させるのが難しいというようなことは、日本だけの話ではない。フランス、ドイツも同様な問題に悩まされている。問題は日本の経済界が自国の主張を通す戦略を半ば放棄している点にある。IASBが欧米企業を中心にストック・オプション会計に関する助言委員会を作る際に、日本の経団連にも参加の要請が来たが、適当な人材がないという理由で参加は見送られた。また、日

本国内の会計基準を整備するために新設された財務会計基準機構への出資も公開企業の約3割しか応じていない。

勿論、その中で日本の特質に直面し、会計の国際的調和化に関して、適切なアプローチを取るべきという積極的な議論も見かけられる。古賀・五十嵐(1999)は少なくともIASの展開動向を視野に入れつつ、日本独自の会計基準のあり方を模索すべきと主張している。国際的比較可能性の点でIAS導入の意義を認めるものの、日本独自の商慣行、商法、税法との調整が図られない限り、IASの本格的導入は困難であり、かえって、投資者に混乱をもたらすとともに、企業側にとっても二重コスト負担となる。そのため、IAS導入に当たって、「漸進的アプローチ」が必要とされ、日本からの強い情報発信が求められてきているという<sup>50)</sup>。また、中村(1995)は、日本の会計基準を国際会計基準に寄せて1本化することはそう簡単に実現できるとは考えられないため、日本の会計基準と国際会計基準の2本立てという案を提示した<sup>51)</sup>。

日本の会計基準が国際的な会計基準とかけ離れている場合には、日本への信頼が損なわれ、結果として日本と日本企業が不利益を被ることになると認識している日本の学者が多いようである<sup>52)</sup>。また、現状としては、連結財務諸表原則、金融商品会計基準、年金会計基準などの新しい会計基準にIASを反映させようとするアプローチを取っているといえよう<sup>53)</sup>。

たとえば、2000年4月1日から実施される「退職給付に関する会計基準の設定に関する意見書」の中に、「基準的な会計処理の枠組みとして、支出の原因の発生時に費用を認識する「発生主義」の考え方を採用し、IASとの調和を図るとともに、具体的な計算方法においては日本の実態を踏まえた処理方法を採用した。」としている。また、退職給付にかかる日本の会計基準の特徴については、同意見書の中に、「日本において、このような無形固定資産の概念を導入することは困難であり、IASもこのような処理は採用していない」、「退職給付費用の計算は、IASおよびアメリカと同じく期間比例計算を原則とするが、日本では、給与比例計算も採用する」と記述されている。このように、明らかに、IASを意識しながら、新基準作りに取り込んでいる。結果的に、IASの項目と日本の会計基準に置く諸基準の項目については、内容的に差異があるものもあるが、大部分は対応する基準が整備されているものと思われている<sup>54)</sup>。

日本の会計基準は、あくまでも自立的なものであるが、国際会計基準との無益な乖離は許さない環境下にある<sup>55)</sup>。経済団体連合会専務理事中村芳夫は、「国際的に信頼される財務諸表を作成するニーズは、企業活動のグローバル化ということで、ますます高まってきている。ただ、その際、やはり企業の負担のみならず、投資家の誤解を招かないという視点から、複数基準での財務諸表の作成というのは、ぜひとも回避してもらいたい。」としている。また、「会計基準の国際的調和の動向が確定し、日本としての対応を見定めるまでには、まだまだ時間がかかるのではないかと思っている。したがって、日本企業がSEC基準などで国際的に通用する財務諸表を作成している場合においては、日本においてもこれを容認するような措置をぜひともお願

いしたい」と述べている<sup>56)</sup>。このように、日本は事実上クロス・ボーダー企業に対して、IASを含む国際的会計基準の容認の立場をとっているようである。

以上のように、日本はIASBの組織改革に対応するため、組織的な再編に積極的であり、日本版金融ビッグバンとIASの一括承認への動きおよび内外からの圧力の下、国際的調和化を進めようとした。しかしながら、様々な事実などから明らかのように、日本は今会計基準の設定など多岐にわたって、国際化の波にさらされ、国際的調和化の動向にうまく対応し得ないままに受身の対応を強いられている局面にいることは否定できないだろう。その結果、事実上クロス・ボーダー企業に対して、IASなどの国際的会計基準を容認することにしているようである。

## V まとめ

最後に、これまでの議論を表1に図表化し、要旨をまとめることによって、本稿の結びに代えたい。

表1にまとめたように、アメリカにおいては、SECがIASの評価に当たり、理解可能性、高品質、および説明可能性の三要素を規準とし、事実上高いハードルを設定しており、また、FASBがアメリカ市場での財務報告の質を守るという目標を設定していることから、IAS利用の問題点を冷静に見極めようとする姿勢が窺える。しかし、アメリカのエネルギー大手エンロンの破たんやEUのIAS導入に向けた積極的な動きを目の当たりにし、アメリカはU.S.GAAPの甘さを補うため、簿外化の容認に厳しいIASを参考にし始めた。ただし、自国利益を最優先に考えている姿勢は変化していないといえよう。

一方EUは、域内の会計および監査制度の調和化を図るために、上場企業に対して2005年までにIASを用いた連結財務諸表の公表を課すことにした。しかし、EUにとって、IASの著作権問題、施行問題、そしてEUにおける実質上2つの財務報告と監査フレームワークの利用問題が今後の課題になろう。

また日本は、IASBの組織改革に対応するため、組織的な再編には積極的であるが、IAS導入に当っては国際的調和化にうまく対応しえないままに受身の対応をせられた形にある。この結果、様々な問題点を抱えながらも、事実上クロス・ボーダー企業に対して、IASなどの国際的会計基準を容認することにしているようである。

今後の課題として、まず挙げられるのは中国などの発展途上国におけるIAS導入の動きや議論などを深く掘り下げて分析することである。また、今後も、引き続きアメリカ・EUおよび日本の動向を追跡する必要があると思われる。

表1 各国における国際会計基準導入の対応・特徴と問題点

| 国別   | IASへの対応の動きと特徴   | IAS導入の問題点  |
|------|---|--|
| アメリカ | <ul style="list-style-type: none"> <li>SEC : IAS容認に関する「三つのキー・エレメント(理解可能性、高品質、説明可能性)」。エンロン破たん後「アメリカ会計基準が弱くならない」という条件付きでIASを支持する発言も。</li> <li>FASB : アメリカ市場での財務報告の質を守る目標から、IAS利用の問題点を冷静に見極めていたが、エンロンの破たんを契機にIASに画期的に近づき、IASBと2002年10月29日に、会計基準の将来の統一に向けて覚書を交わした。</li> <li>「自国利益を最優先に」という姿勢。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自国における財務報告の質の維持。</li> <li>IASはU.S.GAAPとはいくつか重要な側面から異なり、アメリカ市場のIASC基準の潜在的利用はいくつかの問題に直面する。たとえば、           <ul style="list-style-type: none"> <li>* U.S.GAAPに調整項目なしでIASC基準を利用する外国発行者を認めれば、アメリカ資本市場における財務諸表の比較可能性は減少する。</li> <li>* もし外国発行者によってU.S.GAAPからの調整項目なしにIASC基準が採用されるなら、アメリカの企業の財務報告にインパクトを与える。</li> </ul> </li> </ul>       |
| E U  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1995年の新戦略、「会計の調和化：国際的調和化の新しい戦略」。</li> <li>2002年の規制は2005年までIASに基づいて連結財務諸表の作成をしなければならない7000のEU上場企業を対象としている。</li> <li>EUはIASを施行するため、2つのレベル(テクニカル・レベル、政治的レベル)で実行する。</li> <li>実行を確保するため、EUの証券規制当局は最近、規制違反に対する制裁、財務報告に対するモニターの仕方を考えている。</li> <li>監査の国際的基準(International Standards of Auditing, ISA)のIASへの強制的な転換および独立性にかかる新しい勧告を含む動き、監査に関する議事を再スタートした。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>多言語の翻訳問題。</li> <li>IASのコピー・ライト(基準がフリーで入手可能と規定している) EUの法律との矛盾。</li> <li>EUにおける実質上2つの財務報告と監査フレームワークの利用問題。           <ul style="list-style-type: none"> <li>* 長期的にEUのすべての企業がIASに従うかどうかは不確定。</li> <li>* 短期的に、上場企業に対してIAS、また中小企業に対して国の基準が適用されるのは小企業にとって、上場企業の監査市場に入るときの障害物になる。</li> <li>* 監査意見の投資者への伝達ルールの整備。</li> </ul> </li> </ul> |
| 日本   | <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBの組織改革に対応するため、組織的な再編に積極的。           <ul style="list-style-type: none"> <li>* 民間の財団、財務会計基準機構が2001年に設立。</li> <li>* 企業会計基準委員会が同年に設立。</li> </ul> </li> <li>受身の対応を強いられている局面にあり、事実上の「クロス・ボーダー企業への容認論」。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本という特定の会計手続きが変更され、それによる経済システムの変更は社会的コストが発生。</li> <li>個別の企業についてみれば、国際会計基準の導入で直接的コストのみならず間接的コストをも負担する。</li> <li>主張がIAS設定などに十分に反映されていない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>* 非英語圏にとっての意見主張時における言語上のハンディ。</li> <li>* 独特の実務慣行に対する理解の難しさ。</li> <li>* 経済界が自国の主張を通す戦略を半ば放棄。</li> </ul> </li> </ul>                      |

<参考文献>

- Andrew(2002), Andrew People, "Going International: Japan's Accounting Standards are Undergoing a Painful Revolution," *Accountancy*, March 2002.
- EC(1995), European Commission, *Accounting Harmonization: A New Strategy vis-à-vis International Harmonization*, Communication from the Commission Internal Document, COM95(508).
- EC(1996), European Commission, "Accounting Harmonization: New Strategy to Improve the Financial Reporting Framework for Companies in Europe," February 1996,  
[http://europa.eu.int/comm/internal\\_market/en/smn/snm2/s2mn20.htm](http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/smn/snm2/s2mn20.htm)
- EU(2001), Press Release, "Financial Reporting: Commission Proposes Requirement for Listed Companies to Use International Accounting Standards by 2005", 13 February 2001.
- EU(2002), Press Release, "Agreement on International Accounting Standards will Help Investors and Boost Business in EU," 7 June 2002.
- FASB(1999), *The IASC-U.S. Comparison Project: A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S. GAAP*(Second Edition), 1999.
- Flower(1997), Flower, J., "The Future Shape of Harmonization: the EU versus the IASC versus the SEC," *The European Accounting Review*, Vol.6, No.2.
- Hopwood (1994), Hopwood, A.G., "Some Reflections on 'The Harmonization of Accounting within the EU,'" *The European Accounting Review*, Vol.3, No.2, pp.241-253.
- IASB (2002), Press Release, "IASB Chairman Welcomes the EU's Decision to Adopt International Accounting Standards," 7 June 2002.
- Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, Inc., 1986.(須田一幸訳「実証理論としての会計学」白桃書房, 1991年。)
- SEC(1996a), "Pursuant to Section 509(5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996: Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets,"  
<http://www.sec.gov/news/studies/acctgsp.htm>
- SEC(1996b), "SEC's Levitt Sees Continued Role for FASB Even If Global Standards Adopted," *Securities Regulation and Law Report* (December 13, 1996).
- Van Hulle(1993), Van Hulle, K., "Harmonization of accounting standards in the EC," *The European Accounting Review*, Vol.2, 1993, pp.387-396.
- Zeff(1995), Zeff, S.A., "A Perspective on the US Public/Private Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting," *Accounting Horizons*, Vol.9, No.1, pp.52-70.
- 新井清光他 (1992), 新井清光他訳「会計基準の国際的調和」中央経済社, 1992年。
- 会計フロンティア研究会編 (1993), 会計フロンティア研究会編「財務会計のフロンティア」中央経済社, 1993年。
- 加藤厚 (2002a), 加藤厚「IASBが目指す“会計基準の世界統一”と、日本の対応」「会計」第161巻第3号, 2002年3月。
- 加藤厚 (2002b), 加藤厚『新会計基準の完全解説: IOSCOの影響と更なる制度改革の方向』中央経済社, 2000年。
- 加藤恭彦編著 (1998), 加藤恭彦編著「EUにおける会計・監査制度の調和化」中央経済社, 1998年。
- 菊谷正人 (2002), 菊谷正人『多国籍企業会計論(三訂版)』創成社, 2002年4月。

古賀・五十嵐(1999), 古賀智敏・五十嵐則夫「会計基準のグローバル戦略」森山書店, 1999年。

辻山栄子(2002), 辻山栄子「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」「会計」第161巻第3号, 2002年3月。

中村忠 (1995), 中村忠「国際税務と国際会計」「国際税務」税務研究会, 1995年1月号。

平松一夫 (2002), 平松一夫「会計基準と基準設定の国際的調和化をめぐる諸問題」「会計」第161巻第3号, 2002年3月。

広瀬義州・間島進吾編 (1999), 広瀬義州・間島進吾編「コンメンタール国際会計基準I」税務経理協会, 1999年。

### [注]

- 1) Flower(1997), Flower, J., "The Future Shape of Harmonization: the EU versus the IASC versus the SEC," *The European Accounting Review*, Vol.6, No.2, p.303.
- 2) Flower(1997), p.298. また本稿においては、IASC基準とIASと同じ意味として使用している。
- 3) Hopwood(1994), Hopwood, A.G., "Some Reflections on 'The Harmonization of Accounting within the EU,'" *The European Accounting Review*, Vol.3, No.2, pp.241-253.
- 4) たとえば、SECは以下のIASC基準に従っている場合、U.S.GAAPへの調整項目なしでもいいとしている。これらの基準はIAS7(キャッシュ・フロー計算書), IAS21(外国為替レート変動の影響)の一部分, IAS22(1993)(企業結合), そしてIAS29(超インフレ経済下の財務報告)である。
- 5) たとえば、FASB(1999), *The IASC-U.S. Comparison Project: A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S. GAAP*(Second Edition), 1999, pp.17-18を参照のこと。
- 6) たとえば、IASBのチアマンであるDavid Tweedieは2002年2月14日、アメリカのワシントンDCの上院の銀行と住宅および都会事情委員会(Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate Washington, D.C.)の前に出した声明文の中に、異なる国の会計基準に基づくことは、企業にとってコスト増につながり、また市場参加者にとって資本の不適切分配をもたらすとしている。
- 7) Zeff(1995), Zeff, S.A., "A Perspective on the US Public/Private Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting," *Accounting Horizons*, Vol.9, No.1, pp.52-70を参照のこと。
- 8) 1996年のプレス・リリースはホームページ上閲覧できないが、その後の幾つかのプレス・リリースがその内容を述べている。たとえば、SEC, "Pursuant to Section 509(5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996: Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets," <http://www.sec.gov/news/studies/acctgsp.htm>
- 9) "SEC's Levitt Sees Continued Role for FASB Even If Global Standards Adopted," *Securities Regulation and Law Report* (December 13, 1996).
- 10) FASB(1999), p.19.
- 11) FASB(1999), p.19.
- 12) <http://www.fasb.org/IASC/overview.shtml>
- 13) FASB(1999), p.18.
- 14) FASB(1999), pp.4-5.
- 15) FASB(1999), p.20.
- 16) 日本経済新聞朝刊2002年2月13日付。

- 17) 第一弾として2003年中に、15項目程度の統一案をまとめる。隠れ人件費とされるストック・オプション（株式購入権）の会計厳格化も視野に入れている。第一弾の統一案は、研究開発費など短期的に統一が可能とみられる分野が対象とされる。アメリカ会計基準では研究開発費は全額を費用処理できるが、国際会計基準は試作品を作るまでの研究費しか費用として認めていない。IASBとFASBはどちらかに合わせる形で統一を進める。覚書はストックオプションなどについても長期的な基準統一を促している。アメリカでは乱用による利益水増しが指摘され、投資家の決算不信を招いている。FASBは国際会計基準を参考に、ストックオプション会計を厳格にする方向で検討する見通しである。
- 18) EU, Press Release, "Financial Reporting: Commission Proposes Requirement for Listed Companies to Use International Accounting Standards by 2005," 13 February 2001.
- 19) IASB, Press Release, "IASB Chairman Welcomes the EU's Decision to Adopt International Accounting Standards," 7 June 2002, p.2.
- 20) 加藤恭彦編著『EUにおける会計・監査制度の調和化』中央経済社、1998年の第1章、森川八州男「EUにおける会計・監査の調和化の展開」の1.2頁を参照。
- 21) ECにおける調和化の重要な特徴は各メンバー国の中の法律の中に会計基準に関する指令に関する記載があることである。それは施行をより容易なものとする。この法律的なアプローチに対して固定的で過ぎるという批判が聞かれるが、その考えには同意できない意見もある。Van Hulle(1993)によれば、法律は説明の空間があるように作成され、特にもしルールが議会の行動に含まれていなく政府の命令にしか過ぎない場合、法律は比較的容易に変更されうる。基準設定の手段としての法律の利用は、また興味深いところで頻繁すぎる変化を防ぐことができるという。また、彼はECレベルのプログラムの欠落、国単位の法律の中の会計指令の書き換え、そして指令の正確な施行については問題があるという。まず、指令が修正されないとてもメンバー国がこれらに従わなければならない。したがって、国単位の新基準はEC会計指令によって設定される事項に包含する形でだけ公布されうる。会計指令が扱っていない事項に対する一般的なルールの不在は、これらの事項に関する国単位の基準発展の遅れにつながる。また、国単位の法律の中の会計指令の変換時に、専門家が自国の会計法律の不備なところに対して主張することが不可避になることから、タスクを推進するとは限らない。さらに、指令の施行時において、企業はそれを個々に解釈し実施しているため、正確に遵守しているとはいえない場合がある。具体的には、たとえば、K. Van Hulle, "Harmonization of accounting standards in the EC," European Accounting Review, Vol.2, 1993, pp.387-396.
- 22) EC(1995), European Commission, *Accounting Harmonization: A New Strategy vis-à-vis International Harmonization*, Communication from the Commission Internal Document, COM95(508).
- 23) EC(1995), p.2.
- 24) EC(1996), European Commission, "Accounting Harmonization: New Strategy to Improve the Financial Reporting Framework for Companies in Europe," February 1996,  
[http://europa.eu.int/comm/internal\\_market/en/smn/snm2/s2mn20.htm](http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/smn/snm2/s2mn20.htm)
- 25) Flower(1997), p.302.
- 26) IASB, Press Release, "IASB Chairman Welcomes the EU's Decision to Adopt International Accounting Standards," 7 June 2002, p.2.
- 27) EU, Press Release, "Financial Reporting: Commission Proposes Requirement for Listed Companies to Use International Accounting Standards by 2005," 13 February 2001, p.1. and EU, Press Release, "Agreement on International Accounting Standards will Help Investors and Boost Business in EU," 7 June 2002, p.1.

- 28) EU, Press Release, "Agreement on International Accounting Standards will Help Investors and Boost Business in EU," 7 June 2002, p.1.
- 29) EU, Press Release, "Financial Reporting: Commission Proposes Requirement for Listed Companies to Use International Accounting Standards by 2005," 13 February 2001, p.1.
- 30) EU, Press Release, "Agreement on International Accounting Standards will Help Investors and Boost Business in EU," 7 June 2002, p.1.
- 31) ヨーロッパ委員会の財務報告と監査のヘッド(head)であるKarel van Hulleが2002年4月25日から27日のヨーロッパ会計協会の25次年度大会にEUの財務報告の比較可能性の近年の欠乏と施行の問題といった委員会の関心事について言及したときに、EUの対応を述べた。本稿はそのときの発言を参考にした。
- 32) 一般的に2005年までIASの採択をしなければならないが、社債だけを発行している企業やアメリカで上場しましたは自国においてU.S.GAAPに基づく報告をしてきた企業らは、2007年までIASの採用を遅らせることを選択できる。アメリカの大学の助教授である Steven Zeffが2002年4月25日から27日のヨーロッパ会計協会の25次年度大会に同様な発言があった。
- 33) EU, Press Release, "Financial Reporting: Commission Proposes Requirement for Listed Companies to Use International Accounting Standards by 2005," 13 February 2001, p.2.
- 34) 2002年4月25日から27日のヨーロッパ会計協会の25次年度大会にJens RoderはIASに関わる問題点を指摘した。
- 35) たとえば、菊谷正人『多国籍企業会計論(三訂版)』創成社、2002年4月、481頁に同様な結論がある。
- 36) 日本経済新聞朝刊1998年6月18日付。
- 37) 加藤厚「IASBが目指す“会計基準の世界統一”と、日本の対応」『会計』第161巻第3号、2002年3月、22頁。
- 38) 八木良樹((株)日立製作所副社長) テーマ協議会の委員が1999年10月22日の企業会計審議会総会の発言を参考にした。また、たとえば、デビッド・トワイーディーIASB議長は2001年12月12日、IASBの活動状況について日本公認会計士協会で講演したとき、出席した日本企業の関係者からは「日本はIASBの有力な資金提供者にもかかわらず、日本の産業界の要望が受け入れられていない」(日立製作所)と、IASの作成のあり方に関して不満の声が相次いだ(日本経済新聞朝刊2001年12月13日付)。
- 39) たとえば、Andrew Peaple, "Going International: Japan's Accounting Standards are Undergoing a Painful Revolution," Accountancy, March 2002, pp.102-103によれば、日本の会計基準の国際的調和化への改革は世界経済にとって重要なものであるが、長引く不況の中にいる日本企業にとって傷に塩であるとしている。
- 40) 古賀・五十嵐(1999), 283-296頁。調査の担当をしている古賀智敏教授は、日本、欧米主要7カ国、および東南アジア3カ国を対象とする総合的調査研究に基づき、特に「日本企業」対「欧米企業」の比較の視点から、IASの導入・利用実態を明らかにするとともに、その受け入れに対する経営管理者の意識状況の特徴的側面を浮き彫りにした。
- 41) 古賀・五十嵐(1999), 289頁。
- 42) 具体的に、会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』の第3章「日本の会計と国際会計基準」(須田一幸著)中央経済社、1993年、117-188頁を参照されたい。
- 43) 会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』の第3章「日本の会計と国際会計基準」(須田一幸著)中央経済社、1993年、178頁。
- 44) 適者生存の原理(survivorship principle)、すなわち経済のダーウィン説は、会社間の競争があるということは、その中で存続している組織体が系統的に用いている運営手続きや契約技術は効率的であるということ

- とを意味している。Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman, Positive Accounting Theory, Prentice-Hall, Inc., 1986.(須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房, 1991年, 195頁。)
- 45) 1992年のときにおける国際会計基準の現行基準に対する各国の準拠率を参照すると、日本が68%, アメリカは92%, イギリスは88%, またカナダは96%になっている。新井清光他訳『会計基準の国際的調和』中央経済社, 1992年, 43-44頁。
- 46) 日本経済新聞朝刊2001年8月8日付。
- 47) 「レジェンド問題」とは、当時のビッグ5は日本を含むアジアのそれぞれのメンバーファームに対して、自國企業の英文財務諸表に添付する監査報告書には、「当該財務諸表は他の国の会計基準に従って作成されたものではなく、かつ監査も他の国の監査基準に従って行われたものではない」旨の警告文(Legend)を監査報告書に注記するように求めた問題である。この行動をとった目的はアジア企業の英文財務諸表がグローバル・スタンダードに準拠して作成されかつ監査されていたものと誤認した欧米の投資者等が企業およびその監査人を相手とて、訴訟を起こすのを未然に防ぐためである。しかしながら、日本側から見ると、それは日本の会計・監査がグローバル・スタンダードよりも劣っていることを表明するものであり、また、結果的にジャンパン・プレミアムがつけられ海外におけるファイナンスを不利にさせることから、反発をしていた。具体的に、たとえば、加藤厚『新会計基準の完全解説：IOSCOの影響と更なる制度改革の方向』中央経済社, 299-301頁を参照されたい。
- 48) 加藤厚 (2002a), 19頁。
- 49) 加藤厚 (2002a), 20頁。
- 50) 古賀・五十嵐(1999), 295頁。
- 51) 中村忠「国際税務と国際会計」「国際税務」税務研究会, 1995年1月号。
- 52) 平松一夫「会計基準と基準設定の国際的調和化をめぐる諸問題」「会計」第161巻第3号, 2002年3月, 3頁。
- 53) 広瀬義州・間島進吾編『コンメンタール国際会計基準 I』のI(広瀬義州)の24頁。
- 54) 大藤俊行, 金融庁総務企画部企業開示参事官が1999年10月22日の企業会計審議会総会の発言。
- 55) 辻山栄子「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」「会計」第161巻第3号, 2002年3月, 34頁。現在早稲田大学教授の辻山栄子先生は、(株)日立製作所の八木良樹代表取締役副社長とともに日本のメンバーとして、IASBの基準諮詢会議(SAC)に参加している。
- 56) 経済団体連合会専務理事中村芳夫が1999年10月22日の企業会計審議会総会の発言。

(2004年11月1日受理)

## The Controversy about the Adopting of the International Accounting Standard:

Focus on the Distinctions between America, EU and Japan

HU Dan

This paper tried to sum up the controversy about the adopting of the International Accounting Standard (IAS) in America, EU and Japan. Revealing the real of the adopting of IAS among those countries, finding the characteristics and the problems of it, this paper attempted to contribute to the study of the International Accounting.

The real of the adopting of IAS among America, EU and Japan, the characteristics were as follows.

First, it is seemed that the American government thought that IAS is only a reference while the benefit of the own country should be the first priority. SEC, the authority of the securities trading in America, assigned a hurdle to the adopting of IAS. SEC said that the accounting standard which is used in America should clear three criteria, that is, the possibility of understanding, the high quality, the possibility of explaining. Meanwhile FASB, the authority to make the provision of accounting, had the goal to protect the financial statements' quality in America when FASB was thinking about the benefit of the use of IAS. However, since the bankruptcy of Enron, attempting to improve the fault of American Accounting Standard, SEC and FASB began to refer IAS.

Second, EU is positive to adopt IAS while there are copyright, effective, two framework problems left. The copy right problem is due to the difference of EU and IASB's policy. The copyright of the provision of EU is free, while IASB holds the copyright of IAS which is not free. The two framework problem is due to system of financial statements and audit. The financial statements of groups should be audited by IAS after 2005, while the financial statements of one factory for example, could be audited by the accounting standard in the located country. So the auditors have to check two framework financial statements. To the auditors, there would be more attention comparing before 2005.

Third, Japan seemed be passive to adopt IAS, when comparing the intervals of the other countries to IASB. It is seemed that Japan has tried to make a organization reform first. The fact in Japan now is that it is allowed to cross-border corporations to make the financial statements by IAS.

Keyword: the International Accounting Standard,  
the harmonization of the International Accounting Standard